

議案第 2 号

令和5年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

以下の理由により、令和5年度に使用する教科用図書の採択基本方針案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月9日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

令和5年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関する事務について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(2) 学校教育法

（教科用図書・教材）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

（準用規定）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。（以下省略）

（教科用図書使用の特例）

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聞いて、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

(5) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

(同一教科用図書の採択の特例)

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間につい

ての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

令和5年度に使用する教科用図書の採択基本方針案

令和4年6月 日
沖縄県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、令和5年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

1 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針

(1) 採択基準について

ア 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書

(ア) 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択すること。

(イ) 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

(ウ) 検定教科書の採択は、原則として学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とすること。

(エ) 教科用図書は一種目について二重に選択することはできないこと。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

a 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の「国語」の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

b 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の「国語」の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

イ 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書

(ア) 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限ること。

a 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

b 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合

c 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

d 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

(イ) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、

「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

(2) 採択方法について

ア 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。

イ 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科用図書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。

1 件名

令和5年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

2 基本方針を定める理由

令和5年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関する事務について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

3 方針策定の経緯

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長が行う採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行うこととなっている。

そこで、基本方針を策定するため、20名の委員で構成する沖縄県教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の採択基準等について諮問した。

令和4年4月20日及び令和4年5月27日の審議を経てまとめられた答申及び同法の諸規定に関する文部科学省通知を基に、採択基本方針としてまとめた。

4 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条(教育委員会の職務権限)

(2) 学校教育法

第34条(教科用図書・教材)

第49条(準用規定)・・・中学校に準用する。

附則第9条(教科用図書使用の特例)

(3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条(都道府県の教育委員会の任務)

第13条(教科用図書の採択)

第14条(同一の教科用図書を採択する期間)

(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第15条(同一の教科用図書を採択する期間)・・・4年間

(5) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

第6条(同一の教科用図書の採択の特例)

5 添付資料

沖縄県教科用図書選定審議会答申

令和5年度における、特別支援学校の小・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関し、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して県教育委員会が行う指導、助言又は援助等について（答申）

令和4年6月1日

沖縄県教科用図書選定審議会

目 次

- 1 令和5年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について . . . 1

令和5年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校 で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択規準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

(1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。

② 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

③ 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。

④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科書については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科書については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

(2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

① 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。

ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

イ 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合

ウ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

エ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科書については「生活」の教科書で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

2 教科用図書調査員会が行う一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の調査観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に
応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

(2) 調査方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図
書の中から調査し、学校教育法附則第9条の規定による一般図書（絵本等）選定
資料を作成すること。

(3) 調査観点

① 一般図書（絵本等）の選定においては、特に次のアからカの事項に留意する
とともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発
行者の所在地等についても配慮すること。

- ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じた内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する図書の間の系統性にも配慮すること。
- エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定するようにしCD、DVDを主とするものやジグソーパズル型、切り紙工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。ただし、CD等が付属する図書についてはその限りではない。
- オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- カ 一般図書（絵本等）は前期・後期分割しての給与対象としていないため分冊本は選定しないこと。ただし、「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できる。
※分冊本…教科書の上下巻や拡大教科書などのひとまとまりの書物を何冊かに分けたもの。

② 一般図書（絵本等）は、児童生徒の発達段階を踏まえ、概ねそれぞれの発達段階に応じて選定できるようにアからエのことに留意すること。

- ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分であること。
- イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。
- ウ 内容が児童生徒の日常生活と結び付き、遊びを通じた学習もできる内容になっており、生活経験の広がりにも役立つものであること。
- エ 視覚・聴覚・触覚等に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 一般図書の選定に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、公正かつ適切に行うこととする。

各教科の観点については、学習指導要領の基本的なねらいより、教育基本法及び学校教育法の規定に則り、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）は、次のアからエを、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）は、次のアからウを基本的なねらいとする。

- ア 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ウ 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

エ 学校における自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

④ 形式

- ア 表現や表記が適切であること。
- イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。
- ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。
- エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。
- オ 弱視等の児童生徒の使用についても配慮すること。

3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

- (1) 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。
- (2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。